令和3年度大島町新型コロナウイルス感染症に係る労働者支援金交付要綱

令和3年3月22日町長決裁

（趣旨）

第1条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症に係る労働者支援金（以下「支援金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条　新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、大島町においても多くの事業所で売上の減少が見受けられ、町内の事業所に勤める労働者も雇用機会の減少等の影響を受けた。本要綱では、町内の事業所に勤める労働者の、給与減少に対する支援を目的とする。

（対象者要件）

第3条　次の各号の全ての要件を満たす労働者を対象とする。

（1）大島町内に住所を有する。

（2）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業又は個人事業主に、大島町内の事業所において雇用された労働者。

（3）東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない。

（支援金の額）

第4条　交付する支援金の額は、前年同期（1月から3月）との比較における給与の減少額とする。ただし、給与の減少が30％以上ある勤め先が1事業所以上あること。

2　前項に規定する額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。また、前項に規定する額が2万円を超えるときは、交付額を2万円とする。

（申請の方法）

第5条　支援金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、町長に対し、次の各号の

全ての必要な書類を令和3年5月31日までに提出しなければならない。

（1）新型コロナウイルス感染症に係る労働者支援金交付申請書（様式第1号）

（2）新型コロナウイルス感染症に係る労働者支援金計算書（別紙1）

（3）誓約書（別紙2）

（4）支払金口座振替依頼書（別紙3）

（交付決定）

第6条　町長は申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、その結果を新型コロナウイルス感染症に係る労働者支援金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第7条　町長は、申請者が、偽りその他不正の手段により、支援金を受けたと認めたときは支援金の決定を取り消し、支援金を返還させることができるものとする。

（委任）

第8条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。